

八王子市環境保全型農業推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した農産物の生産及び供給並びに総合的に環境と調和のとれた持続性の高い農業の推進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、本市で認定を受けた認定農業者、認定新規就農者及び八王子市農業協同組合員が減化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した市内産農産物の生産にあたり、別表に掲げる環境保全型資材、有機質肥料等の購入及び環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）に基づく、堆肥の施用に関する取組に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

(補助率)

第4条 この補助金の対象となる経費は、前条に定める補助対象事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

2 補助金の補助率は、2分の1以内とし、予算の範囲内で決定する。ただし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(事務の委託)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、その手続きに必要な行為の一部、または全部を農業関係団体等の代表者に委託することができる。

2 前項の規定により、補助事業者より委託された農業関係団体等の代表者は、委託された内容の分かる書類を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、事業着手1か月以内に、環境保全型農業推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は前条の規定による補助金交付申請を受けた時は、規則第7条の規定による審査を行い、交付の可否を決定し、環境保全型農業推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(申請内容変更)

第8条 補助事業者は、事業計画書の内容に変更があった場合は、八王子市環境保全型農業推進事業費補助金内容変更申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を受けること。（軽微なものは除く）

2 市長は、前項の変更申請があった場合、その内容を審査し、変更の承認又は不承認を決定し、その旨を八王子市環境保全型農業推進事業費補助金に係る事業計画署の内容変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

(実績報告)

第9条 当該事業完了後1か月以内に、八王子市環境保全型農業推進事業費補助金事業等実績報告書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類（任意様式）を添付し、提出しなければならない。

- (1) 購入領収書の写し又は支払いを証明する書類
- (2) 事業実施集計表
- (3) 事業実施明細書
- (4) 代理人選任届

(額の確定)

第10条 規則第13条の規定により額を確定するときは、八王子市環境保全型農業推進事業費補助金確定通知書（第7号様式）により行わなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、八王子市環境保全型農業推進事業費補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに補助金を交付するものとする。

(本人確認)

第13条 補助事業者が本補助金に係る申請等に関して、押印を省略した場合、申請書等における押印及び署名の見直し方針（令和3年（2021年）1月14日市長決裁）及び押印及び署名の見直しと運用について（令和3年（2021年）3月19日付通知）に基づき、本人確認を実施する。

2 前項に定める本人確認は、本人であることを確認するための書類の窓口における確認又は紙媒体での提出とする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

2 この補助金については、補助金制度見直し方針（平成31年（2019年）2月策定）に則り、費用対効果をふまえた効果検証を行うなど、この要綱の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しの措置を講ぜられるべきものとする。

附則

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

1 この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	補助対象経費	補助率
環境保全型資材の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 化学合成農薬（除草剤）等を使用しない防草資材の導入に要する経費 (対象品目：防草シート「アグリシート」) (2) 減農薬栽培を図る資材の導入に要する経費 (対象品目：防虫ネット「サンサンネット」) (3) 産業廃棄物を発生させない資材の導入に要する経費 (対象品目：生分解マルチ「サンバイオ」) (4) その他環境に対する負荷を抑えることができる資材であると市長が認めるものの導入に要する経費 	当該事業に要する経費の2分の1以内
有機質肥料等の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有機質単肥の導入に要する経費 (対象品目：油粕) (2) 有機質 50 パーセント以上を含む配合肥料の導入に要する経費 (対象品目：有機入りオールミックス 763、マイルドユーキ 888、苦土有機入り化成 801) (3) 有機質 50 パーセント以上を含む土壌改良材の導入に要する経費 (対象品目：みのり堆肥、オルガグリーン（堆肥）、セルカ（有機石灰）) (4) その他有機農業を推進するため市長が適当と認めるものの導入に要する経費 	
環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）に基づく、堆肥の施用に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 化学肥料の施用を低減する目的で鶏糞堆肥の導入に要する経費 (2) 化学肥料の施用を低減する目的で牛糞堆肥の導入に要する経費 	